【産業廃棄物収集運搬業】別紙「水銀使用製品産業廃棄物等取扱品目一覧」（産業廃棄物収集運搬業者用）

以下のうち、該当する番号に「○」を付してください。

１．水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等については、取り扱いません。

２．水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等について、以下の表で「○」を付した種類に

ついて取り扱います。・・・注）この種類が許可証に表記されます。

**◆****取り扱う産業廃棄物について、該当欄に○を記入してください。**

**積替え保管　：　　あり　　　なし**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 水銀使用製品産業廃棄物 | 水銀含有ばいじん等 |
| 全て | 水銀回収義務の対象を除く。 | 全て | 水銀回収義務の対象を除く。 |
| 燃え殻 |  |  |  |  |
| 汚泥 |  |  |  |  |
| 廃油 |  |  |  |  |
| 廃酸 |  |  |  |  |
| 廃アルカリ |  |  |  |  |
| 廃プラスチック類 |  |  |  |  |
| 金属くず |  |  |  |  |
| ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず |  |  |  |  |
| 鉱さい |  |  |  |  |
| ばいじん |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |

**【参考１】水銀使用製品産業廃棄物の対象となるもの**

1) 水銀電池　2) 空気亜鉛電池　3) スイッチ及びリレー（水銀が目視で確認できるものに限る。）（×） 4) 蛍光ランプ（冷陰極蛍光ランプ及び外部電極蛍光ランプを含む。以下同じ。）（×）　5) HID ランプ（高輝度放電ランプ）（×） 6) 放電ランプ（蛍光ランプ及びHID ランプを除く。）（×）

7) 農薬　8) 気圧計 9) 湿度計　10) 液柱形圧力計 11) 弾性圧力計（ダイアフラム式のものに限る。）（×）　12) 圧力伝送器（ダイアフラム式のものに限る。）（×）　13) 真空計 14) ガラス製温度計（×）　15) 水銀充満圧力式温度計（×）　16) 水銀体温計　17) 水銀式血圧計　18) 真空ポンプ（水銀が目視で確認できるものに限る。）　19) 温度定点セル　20) 顔料（×）　21) ボイラ（二流体サイクルに用いられるものに限る。）

22) 灯台の回転装置　23) 水銀トリム・ヒール調整装置 24) 放電管（水銀が目視で確認できるものに限り、放電ランプ（蛍光ランプ及びＨＩＤランプを含む。）を除く。）（×） 25) 水銀抵抗原器　26) 差圧式流量計 27) 傾斜計 28) 水銀圧入法測定装置 29) 周波数標準機（×）　30) ガス分析計（水銀等を標準物質とするものを除く。） 31) 容積形力計 32) 滴下水銀電極 33) 参照電極　34) 水銀等ガス発生器（内蔵した水銀等を加熱又は還元して気化するものに限る。） 35) 握力計　36) 医薬品　37) 水銀の製剤 38) 塩化第一水銀の製剤　39) 塩化第二水銀の製剤

40) よう化第二水銀の製剤　41) 硝酸第一水銀の製剤　42)硝酸第二水銀の製剤　43)チオシアン酸第二水銀の製剤　44) 酢酸フェニル水銀の製剤

　このほか、1）～44）に掲げる水銀使用製品を材料又は部品として用いて製造される水銀使用製品（ただし、×印があるものに係るものは除く。）。なお、20）に掲げる水銀使用製品は、水銀使用製品に塗布されるものに限り×印に該当する。

**※上記のうち、水銀回収義務の対象となるものを下線表示としています。**

※上記のほか、水銀又は水銀化合物の使用が表示されているものも水銀使用製品産業廃棄物となり、そのうち「ひずみゲージ式センサ」、「ホイール・バランサ」、「推進薬」、「浮ひょう形密度計」、「積算時間計」、「電量計」、「ジャイロコンパス」の７つの製品については、水銀回収義務の対象となります。

**【参考２】水銀含有ばいじん等の対象となるもの**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 廃棄物の種類 | 水銀含有ばいじん等の対象 | **水銀回収義務の対象** |
| 燃え殻、鉱さい、ばいじん、汚泥 | 水銀を15mg/kgを超えて含有するもの | **水銀を1000mg/kg以上含有するもの** |
| 廃酸、廃アルカリ | 水銀を15mg/L を超えて含有するもの | **水銀を1000mg/L 以上含有するもの** |

**【参考３】水銀関係の処理基準**

**（一般的な処理基準のほかに以下の基準を満たす必要があります。）**

|  |  |
| --- | --- |
| 廃棄物の種類 | 産業廃棄物 |
| 水銀使用製品産業廃棄物 | 水銀含有ばいじん等 |
| 収集運搬の基準 | ・破砕禁止・他の廃棄物と混入しないこと・仕切りを設けること | （水銀は常温で揮発することに鑑み、金属水銀として含まれる場合は、必要に応じ、蓋付の容器に入れる等、揮発した水銀が容器等から漏れることのないよう措置を検討すること。また、高温にさらさないために必要な措置を講ずること。） |
| 処分の基準（中間処理・最終処分） | ・大気中への飛散防止措置・環境大臣が定める方法による水銀の回収（環境省令で定める水銀回収が義務付けられた廃棄物のみ）・安定型最終処分場への埋立禁止 |